

高齢または障がいをお持ちの方等 相談所に来ることができない方のための 派遣法律相談制度

派遣法律相談とは・・・

高齢の方や障がいをお持ちの方等、神奈川県弁護士会の法律相談所にお越しいただくことが難しい方のために、弁護士を派遣し、ご入居中の施設やご自宅等で法律相談を受けることができる制度です。

例えば、

- ・相続について詳しく聞きたい。遺言書を作成したい。
- ・借金問題を解決したい。
- ・交通事故の被害に遭ったので、賠償金について相談したい。

等々、幅広い法律相談が可能です。



みみん

一人で悩まないで！ 弁護士が近くに来てくれる制度だよ

詳しくは、裏面をご覧ください



のるん

神奈川県弁護士会 総合法律相談センター マスコットキャラクター

* お申込み・お問い合わせ先 *

神奈川県弁護士会 総合法律相談センター
TEL **045-211-7700**

(受付 月～金 午前9時30分～午後5時)

〒231-0021 横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会館 1 階

派遣法律相談制度の流れ



高齢者・障がい者を対象とする派遣法律相談制度の事業要綱

| | |
|----------|--|
| 派遣対象 | <p>高齢・障がいのために、相談所に赴いて相談を受けることが困難で、派遣相談を実施することが相当と弁護士会が判断した方。</p> <p>ただし、法テラス（電話 050-3383-5360）の出張法律相談を利用できる場合には、まずはそちらをご利用ください。</p> |
| 内容及び条件 | <p>①申込者の法律問題に関する相談であること</p> <p>②申込者が弁護士会での法律相談を受けることができないこと</p> <p>③申込者の代理人（家族等）が弁護士会に来て法律相談を受けることができないこと</p> <p>④相談開始前に相談料の支払いが可能であること</p> <p>⑤派遣相談を実施するのが妥当であると弁護士会が判断すること</p> |
| 利用回数 | 内容にかかわらず、お一人様1回限りのお申込みとさせていただきます。 |
| 派遣弁護士 | <p>弁護士会が推薦する弁護士1名を派遣いたします。</p> <p>ただし、弁護士会が相当と認めた場合には弁護士2名を派遣いたします。</p> |
| 相談時間 | 1時間 |
| 相談料 | <p>交通費込・税込2万円（ただし、往復交通費が1万円以上となる場合には3万円）</p> <p>※相談料は、相談開始前までに弁護士へお支払いください。</p> |
| 相談場所 | 申込された方において相談場所のご用意をお願いいたします。 |
| 派遣できない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など） ●違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など） ●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合 ●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合 ●その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を推進しようとする本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合 ●派遣相談を担当できる弁護士が見つからなかった場合 |
| 申込方法 | <p>「派遣法律相談申込書」にて郵送でお申込みください。</p> <p>「派遣法律相談申込書」は神奈川県弁護士会ホームページからダウンロードできます。</p> |

